

宇治市の取り組み状況について

1．子ども・子育て支援新制度に向けての施設、事業について

（1）小規模保育事業

平成 27 年 4 月に向けた待機児童対策のため、保育を必要とする 3 歳未満の児童を対象に、定員 15 人以上 19 人以下の小規模保育事業を実施します。平成 27 年 4 月 1 日の開設に向けて、今後、市内で保育所を運営する社会福祉法人を公募対象とし、実施法人を決定して行く予定です。

（2）認定こども園

本市が 10 月下旬に行った民間保育所への子ども・子育て支援新制度に向けての意向調査では、市内の 4 法人が、平成 27 年 4 月以降に幼保連携型認定こども園への移行を検討していると、回答がありました。

なお、今回の調査については、あくまで 11 月上旬時点での意向となっており、認定こども園に移行するか否かについては拘束されるものではありません。

2．子ども・子育て支援新制度における税の優遇措置について

平成 27 年 4 月に施行を予定している「子ども・子育て支援新制度」の実施にあわせて、以下の事業における税の優遇措置が創設される予定です。

なお、詳細については、引き続き、国の動向等をふまえ、確認を行う予定です。

対象事業

- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター